

雇用保険被保険者離職証明書の記入例 (雇用保険事務手続きの手引き (R4.10版) 55項について) ～1日のうち一部が休業した場合～

◎1日のうち休業した部分について休業手当が支給されたとき、

★休業手当を除いた賃金額(実労働に対する賃金額)が平均賃金の60%以上

→ 休業日数についての記載は必要なし

★休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%未満

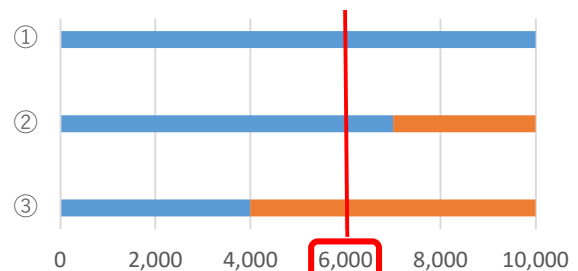
→ ○休業日数1日とカウント
○休業手当+労働賃金の額を記載

例えば…

平均賃金が10,000円の労働者が部分休業をし、
労働賃金と休業手当がそれぞれ①～③の場合で支給されたとき。

	休業手当を除いた賃金額	休業手当額
①	10,000	0
②	7,000	3,000
③	4,000	6,000

■ 休業手当を除いた賃金額(労働賃金) ■ 休業手当額



平均賃金の60%

①と②の場合

労働賃金が平均賃金の60%以上なので休業日数にカウントしない

③の場合

労働賃金が平均賃金の60%未満なので、
休業1日 10,000円としてカウントする。